教小中第１７３０号

平成３０年６月２５日

各私立学校長　様

大阪府教育庁

市町村教育室小中学校課長

平成３０年６月１８日に発生した大阪府北部を震源とする地震による

教科書の再給与について（依頼）

　６月１８日に発生した大阪北部を震源とした地震におきまして、お亡くなりになった方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

また、子どもたちの安全確保ならびに心のケア等、子どもたちの安全・安心を第一に考えたご対応に感謝申し上げます。

さて、被災により喪失又は損傷した教科書の供給等については、別添（写し）のとおり、昭和５２年４月８日付け文初管第２１１号で、文部省初等中等教育局長から通知されています。このたびの地震において被災し、現在使用している教科書が使用できない状態になった児童・生徒に対しては、できる限り早期に学習環境を整えることが必要です。

　つきましては、再給与を要する児童・生徒を可能な限り速やかに把握する必要がありますので、別紙により、貴校における対象児童・生徒の人数を取りまとめのうえ、６月２８日（木）までに下記連絡先まで提出（メール送信）願います。該当がない場合も、その旨をご報告ください。

再給与を要する児童・生徒がある場合は、本報告後速やかに再給与に必要となる手続き（個票等の作成）をすすめてまいりますので、引き続きご協力いただきますようお願いします。

　なお、個別の状況により無償での再給与とならない場合もあることをご承知ください。

【連絡先】

担　当　　学事グループ　藪内

電　話 06-6941-0351 （内線3425）

ＦＡＸ　 06-6944-3826

E-mail　　YabuuchiJ@mbox.pref.osaka.lg.jp